取扱店募集・登録について

取扱登録 小千谷市内に所在する小売業、飲食業、理容業、美容業、タクシー事業者を営む事業 所のほか取扱店登録した店等(風俗、娯楽業を除く)

登録種別 「一般店型商品券」と「共通店型商品券」とが利用できる「一般店」と、 「共通店型商品券」のみが利用できる「大型店」の定義は次の通りとする。

- ①「大型店」とは、一事業者の売場面積がの合計が500㎡以上の取扱店をいう。
- ②但し、小千谷に本店がある事業者は除く(一般店とする。)
- ③「一般店」とは上記 ①以外の取扱店をいう。従って、大型店に出店している テナントは、売場面積が500㎡未満であれば「一般店」として扱う。

換金手続き 毎月5,15,25日(土、日の場合は翌営業日)小千谷商工会議所にて小切手と 交換 <u>※換金手数料は無料</u>

換金期間 平成 27 年 7 月 1 5 日 (水) ~ 平成 27 年 1 0 月 2 6 日 (月)

尊守事項 ①商品券使用の制限事項に反した商品券の取り扱いを行わないこと。

- ②受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと
- ③取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと
- ④商品券の取扱いについては、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」など の取扱いを行わないこと
- ⑤取扱店であることが明確になるよう、実行委員会が配布する取扱店表示等を利 用者が判断できる場所に掲示すること。
- ⑥共通店型商品券並びに一般店型商品券の二種類の商品券が流通することから、各店舗の売場面積に合わせた対象の商品券を取り扱うこと。なお、大型店で一般型商品券が使用された場合はこれを無効とする。
- ⑦商品券は、取扱店のみでの使用とし、現金とは引き換えない。また、つり銭等も 支払わない。
- ⑧商品券に発行者印、番号のない券は無効とする。
- ⑨換金性の高い他の商品券等(ビール券・酒券・図書券・切手・官製はがき・印紙・プリペート、カード)には利用できない。
- ⑩たばこの販売は対象外とする(小売定価以外による販売禁止のため)
- ⑪利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。

登録取消 登録申請書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の事項を尊守しないと認められ場合には、取扱店の登録を取消します。また、不正換金した場合には、 その取扱店に対し当該額を請求するものとします。

登録方法 取扱店登録申請書に必要事項を記入の上、こいこい商品券実行委員事務局(小千谷 商工会議所)まで、登録負担金を添えて、6月15日(月)までにお申込下さい。 *取扱店告知チラシに店名を記載する予定です。

≪プレミアム付商品券 おぢやこいこい商品券のお問合せは

〒947-8691 小千谷市本町2-1-5 小千谷商工会議所 電話81-1300 FAX83-3632